

第 4 1 回旧軍港市国有財産処理審議会の開催結果について

「旧軍港市国有財産処理審議会（長谷川秀行 会長）」が関東財務局長の諮問を受け、新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面審議（令和 2 年 5 月 2 0 日～6 月 5 日）により開催されました。

審議の結果、下記諮問事項については諮問のとおり処理することを適当と認める旨の答申が本日付でなされました。

記

諮問事項

神奈川県横須賀市長井 4 丁目に所在する土地を横須賀市に対し、都市公園敷地として譲与することについて

所在地 (旧口座名)	区分	数量	相手方	利用計画	処理区分	用途指定 期間
神奈川県横須賀市長井 4 丁目 3 8 9 0 番 4 外 1 7 筆 (海軍武山航空基地)	土 地	33,576 m ²	横須賀市	都市公園 敷地	譲与	1 0 年

(参考)

本財産は、昭和 2 0 年 1 0 月に旧海軍省より引き受けた海軍武山航空基地跡地で、平成 2 9 年 4 月からは、横須賀市に対して、避難所等オープンスペースとして暫定的に管理委託を行っている財産です。

横須賀市は、本地と隣接する「長井海の手公園」等を一体で「Park-PFI」制度を活用した公園整備を行い、令和 5 年 4 月開園を予定しています。

【本件に関するお問合せ先】

財務省関東財務局

管財第 1 部管財総括第 1 課 鎌田

TEL 048-600-1168 (ダイヤルイン)

(参 考)

旧軍港市国有財産処理審議会は、旧軍港市（横須賀市、呉市、佐世保市及び舞鶴市）に所在する旧軍用財産の処理及び普通財産の譲与に関し、その用途、相手方、財産の範囲、譲渡価格、延納期限、その他の重要事項について調査審議するため、旧軍港市を管轄区域に含む財務局（関東、近畿、中国及び九州の４財務局）の局長の諮問機関として、設置されています（旧軍港市転換法第６条）。

同審議会は、政令の定めにより関東財務局に設置されています。

旧軍港市国有財産処理審議会委員名簿

(敬称略)

氏 名	職 名
佐々木 広 美 篠 原 慎一郎 長谷川 秀 行 松 行 美帆子	サンタ社会保険労務士法人 代表社員 (株) 神奈川新聞社 専務取締役 (株) 産経新聞社 論説副委員長 横浜国立大学大学院 教授
黒 岩 祐 治 湯 崎 英 彦 中 村 法 道 西 脇 隆 俊 上 地 克 明 新 原 芳 明 朝 長 則 男 多々見 良 三	神奈川県知事 広島県知事 長崎県知事 京都府知事 横須賀市長 呉市長 佐世保市長 舞鶴市長
木 村 隆 塩 手 能 景 楠 田 幹 人	財務省理財局国有財産業務課長 経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ 地域産業基盤整備課長（併）沖縄振興室長 国土交通省都市局都市計画課長

※ 旧軍港市転換法（抜粋）
（昭和二十五年六月二十八日法律第二百二十号）

（審議会）

第六条 前二条に規定する旧軍用財産の処理及び普通財産の譲与に関し、その相手方、財産の範囲、譲渡価額、延納期限その他の重要事項について、その管轄区域内に旧軍港市が所在する財務局（以下この項において「旧軍港市関係財務局」という。）の財務局長の諮問に応じてこれを調査審議するため、旧軍港市関係財務局の審議会として、政令で定める財務局に旧軍港市国有財産処理審議会（以下「審議会」という。）を置く。

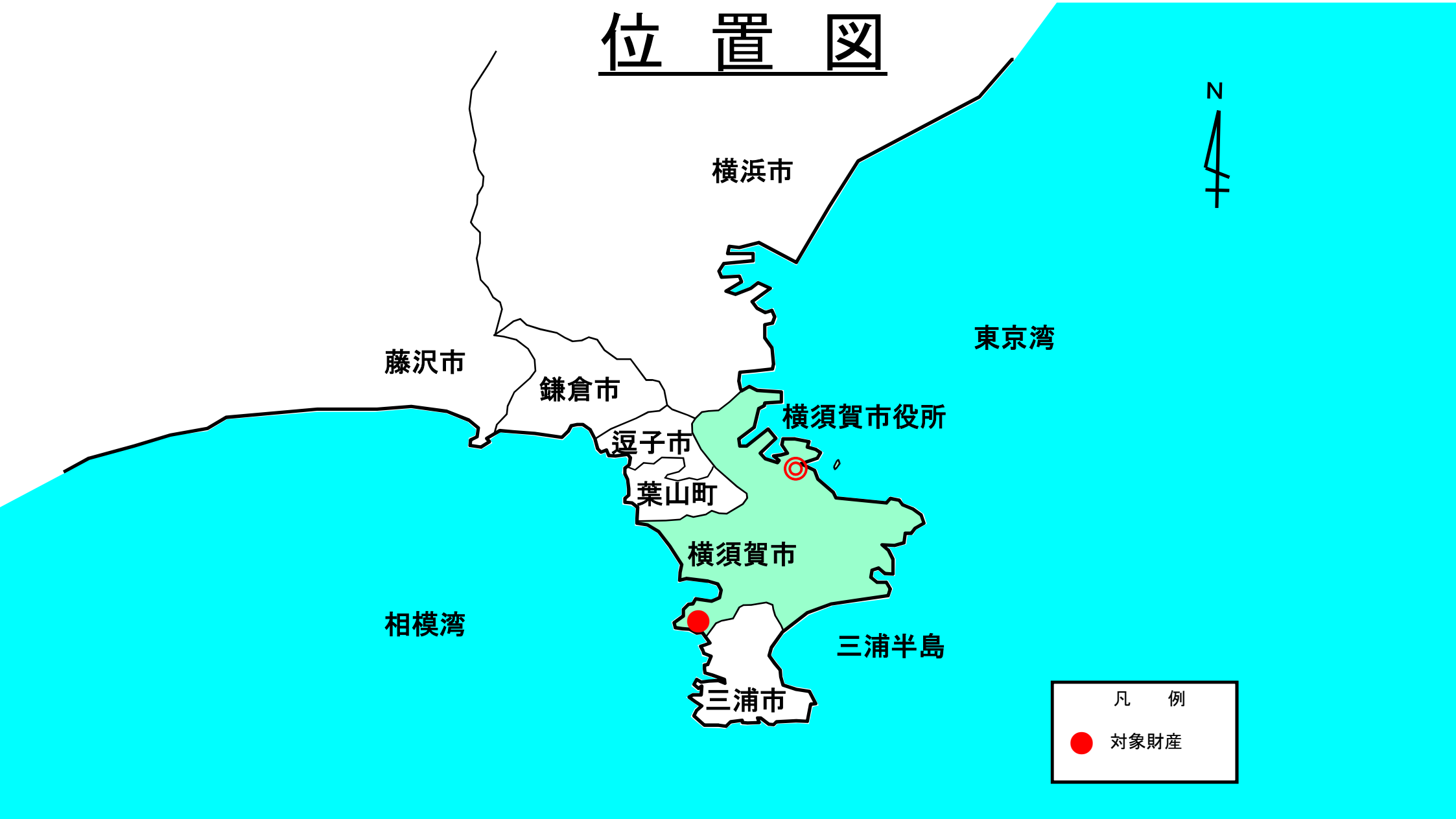
2 審議会は、委員十五人でこれを組織する。

3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 関係府県知事 四人 二 旧軍港市の市長 四人

三 財務省、経済産業省及び国土交通省の職員 各一人 四 学識経験のある者 四人

位置図



N
4

国道134号
(三崎街道)

神奈川県立三浦初声
高等学校和田キャンパス

長井海の手公園
(ソレイユの丘)

通信試験施設
(提供財産)

至横須賀中央



京急久里浜線

相模湾

約 2.6 km

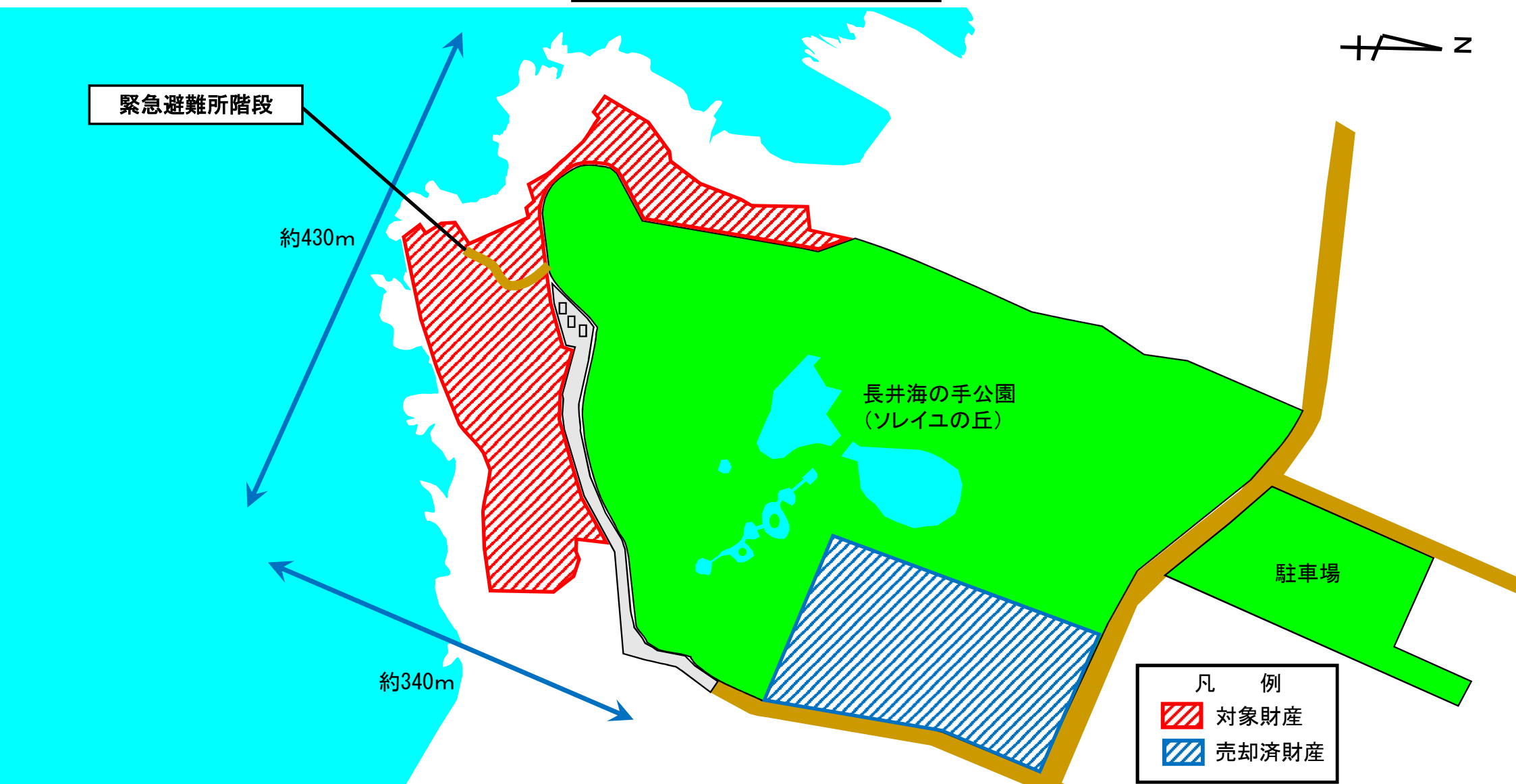
三崎口

凡 例

 対象財産

 売却済財産

現況図①



現 況 図②



利用計画図(イメージ)

